

3.1.3 ハザード評価

ハザード評価は、「3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価」に示す通り、第4回届出書にて改訂を実施している。

第4回届出書の改訂以降、設計や安全評価の前提に影響を与えるような科学的知見及び技術的知見は得られていない。（「第2章 2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」参照）

また、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、評価結果を改訂する必要はない。